22176	メタクリル酸・メタクリル酸＝２―エチルヘキシル・メタクリル酸＝２―（ジメチルアミノ）エチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸ベンジル・メタクリル酸メチル・α―メタクリロイル―ω―メトキシポリ（オキシエチレン）共重合物	９―2866
22177	メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝２，２，６，６―テトラメチルピペリジン―４―イル・メタクリル酸＝２―ヒドロキシエチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸＝２―［３―（２*H*―ベンゾトリアゾール―２―イル）―４―ヒドロキシフェニル］エチル・メタクリル酸メチル共重合物	９―2867
22178	メタクリル酸・メタクリル酸＝テトラヒドロフラン―２―イル・メタクリル酸メチル共重合物	９―2868
22179	メタンスルホン酸＝ペンタフルオロフェニル	４―(8)―307
22180	α―メチル―ω―［６―オキソ―６―（スクシンイミドオキシ）ヘキシルオキシ］ポリ（オキシエチレン）	10―3017
22181	２―（*N*―メチルシクロペンチルアミノ）エタノール	３―(3)―182
22182	メチル（ジフェニル）ビニルシラン	４―(3)―183
22183	α―メチル―ω―（スクシンイミドオキシカルボニルオキシ）ポリ（オキシエチレン）	10―3018
22184	*N*―［４―（４―メチルスチリル）フェニル］―*N*―フェニル―５，６，７，８―テトラヒドロナフタレン―２―アミン	７―(1)―857
22185	メチルスルホニルエタン	２―(12)―268
22186	３―（*N*―メチル―*N*―テトラデカノイルアミノ）プロパン酸＝２―ヘキシルデシル	２―(6)―1951
22187	１―メチル―１，３，５―トリアジン―２，４，６（１*H*，３*H*，５*H*）―トリオン	８―(3)―1365
22188	１―メチル―２―[（１，２，２―トリメチルビシクロ［３．１．０］ヘキサン―３―イル）メチル］シクロプロパン―１―メタノール	７―(1)―858
22189	７―メチル―８―ニトロキノリン	８―(1)―3809
22190	４―{[（４―メチルフェニル）スルホニルオキシ］メチル｝ピペリジン―１―カルボン酸＝*tert*―ブチル	８―(1)―3810
22191	*N*―メチルブチルアミン	２―(10)―285
22192	２―｛１―[（{１―[（２―メチルプロパノイル）オキシ］エトキシ｝カルボニルアミノ）メチル］シクロヘキシル｝酢酸	３―(4)―709
22193	１―（２―メチルプロパノイル）チオ尿素	２―(6)―1952
22194	２―（２―メチルプロパンアミド）―１，３―チアゾール―４―カルボン酸	８―(7)―1770
22195	２―メチルプロパン酸＝１―（２，５―ジオキソピロリジン―１―イルオキシカルボニルオキシ）エチル	８―(1)―3811
22196	２―メチルプロパン酸＝１―（メチルスルファニルカルボニルオキシ）エチル	２―(7)―360
22197	１―｛１―［６―（２―メチルベンゾイル）―４―（オクタン―３―イル）―４*H*―ジチエノ［３，２―*b*：２’，３’―*d*］ピロール―２―イル］エチリデンアミノオキシ｝エタノン	８―(1)―3812
22198	２―メチルマロン酸	２―(4)―1247
22199	{（２*R*，５*R*）―５―[（２*S*）―２―（３―メチル―３―{[２―（１―メチルエチル）―１，３―チアゾール―４―イル］メチル｝ウレイド）―４―（モルホリン―４―イル）ブタンアミド]―１，６―ジフェニルヘキサン―２―イル｝カルバミン酸＝１，３―チアゾール―５―イルメチル	８―(7)―1771
22200	（*R*）―４―メトキシ―４―オキソブタン―２―イルアンモニウム＝４―メチルベンゼンスルホナート	４―(5)―705
22201	*N*―（３―メトキシフェニル）―２，２―ジメチルプロパンアミド	４―(7)―2449

○環境省告示第三十号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十七日　　環境大臣　石原　伸晃

別表２の１の(1)のイを次のように改める。

イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／Ｌ以下	0.001mg／Ｌ以下	0.03mg／Ｌ以下	第１の２の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／Ｌ以下	0.0006mg／Ｌ以下	0.02mg／Ｌ以下	
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／Ｌ以下	0.002mg／Ｌ以下	0.05mg／Ｌ以下	
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／Ｌ以下	0.002mg／Ｌ以下	0.04mg／Ｌ以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の１(1)による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

備考

１　基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。